

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年9月22日提出
【発行者名】	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊谷 明彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町1 2 番 7 号 日本橋小網ビル7階
【事務連絡者氏名】	長谷川 英子
【電話番号】	03-6892-7111
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日本株ロング・ショート戦略ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年 8月29日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、ファンドの委託者変更などに伴ない記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<更新前>

該当事項はありません。

<更新後>

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）は当ファンドの委託者を変更することを目的とする信託約款の変更を以下の手続きおよび日程で行います。

1 予定している約款変更の内容および変更理由

当社は、当ファンドの委託者を当社からファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「ファイブスター社」といいます。）に変更するため、当ファンドの信託約款に所要の変更を行う予定です。（以下、「本信託約款変更」といいます。）

当社は、設定した投資信託におけるデューディリジェンスおよびモニタリング等の機能を高め、より強固な業務運営態勢を構築するため、運用商品ラインアップの絞り込みを行っております。当ファンドにおいては、投資信託約款の「信託契約の解約」条項に定められた受益権口数を下回っているものの、基準価額の水準および販売会社からの要望等を勘案し、当ファンドの運用を継続することといたしました。

当ファンドの運用を継続するに際して、当社とファイブスター社は、当ファンドの信託契約に関する委託者業務をファイブスター社へ引き継ぐことで合意いたしました。ファイブスター社は、日本株のロング・ショート戦略等のオルタナティブ投資やアジア株投資等を得意とする独立系の運用会社であり、当ファンドの主要投資対象である日本株の運用・リサーチに関して優れた運用体制を有しているため、当社は、委託者業務をファイブスター社へ引き継ぐことが当ファンドの受益者の利益に資すると判断いたしました。

なお、本信託約款変更は、当ファンドの商品性そのものに変更を加えるものではありません。

本信託約款変更に関する詳細は、後掲「信託約款の新旧対照表（案）」をご参照ください。

本件につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第17条に定める、変更の内容が重大なものに該当するものとして、書面決議を行います。書面決議は、同法の規定に基づき、受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決され、可決された場合にのみ本信託約款変更を行います。

<ご参考：ファイブスター投信投資顧問株式会社について>

平成21年4月1日に株式会社ファイブスター投資顧問として設立され、平成25年8月8日にファイブスター投信投資顧問株式会社へ商号変更、（1）投資運用業（投資信託委託業、投資一任業）に係る業務、（2）投資助言・代理業に係る業務を行っています。

・ファイブスター投信投資顧問株式会社の概要（平成29年7月末現在）

所在地	: 東京都中央区入船1-2-9 八丁堀MFビル8階
金融商品取引業者登録番号	: 関東財務局長（金商）第2266号
設立年月日	: 平成21年4月1日
資本金	: 2億1,175万円
受託資産残高	: 227億1,383万円

2 信託約款変更手続きおよび日程

受益者および受益権口数の確定

: 平成29年9月22日

受益者への交付書面発送日	: 平成29年9月22日
書面決議による議決権の行使の期間	: 平成29年9月22日～平成29年10月6日
書面による決議の日 （本信託約款変更の可否が決定される日）	: 平成29年10月10日
信託約款変更の金融庁届出日	: 平成29年10月20日（予定）
信託約款変更の効力発生日	: 平成29年10月30日（予定）

書面決議の結果は「書面による決議の日」に弊社ホームページでお知らせいたします。

本書面決議による議決権の行使については、平成29年9月22日時点の受益者の方（平成29年9月21日までに取得のお申し込みをなされた方を含みます）を対象としております。平成29年9月22日以降に当ファンドのご購入をお申し込みになり、これに伴い当ファンドの受益権を取得された受益者につきましては、本議決権はございません。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成29年10月10日に弊社ホームページに「日本株ロング・ショート戦略ファンドにおける信託約款変更可決のお知らせ」を掲載し、平成29年10月30日付で本信託約款変更を行います。

また、上記の受益者の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合には、本信託約款変更の手続きは行いません。この場合は、平成29年10月10日に弊社ホームページに「日本株ロング・ショート戦略ファンドにおける信託約款変更否決のお知らせ」を掲載いたします。

3 書面決議における議決権の行使方法について

販売会社より交付される「議決権行使書面」に当ファンドの本信託約款変更について、賛成または反対される旨等をご記入の上、平成29年10月6日までに弊社宛にご送付ください。平成29年10月6日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面を返送いただかない場合）は、賛成いただいたものとみなして取り扱わせていただきます。また、議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面を提出された場合、並びに同一の受益者の方が重複して内容が異なる議決権を行使された場合にも、賛成されたものとして取り扱わせていただきます。

平成29年10月30日適用予定

信託約款の対照表（案） 日本株ロング・ショート戦略ファンド

新	旧
<p>【信託の種類、委託者および受託者】</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>ファイブスター投信投資顧問株式会社</u>を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。</p>	<p>【信託の種類、委託者および受託者】</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>日本アジア・アセット・マネジメント株式会社</u>を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。</p>